

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年12月11日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人せいらん福祉会

(2) 代表者の氏名

古田 秀治

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区嵐山上海道町78番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての種別の障害者に対して、障害者の地域生活や地域活動を支援する事業を主とし、障害者の持つ個々の能力の向上を目指し、又、広く一般に対して障害者の諸問題に対する社会的理解と啓発を促進する事業を行う事によって、雇用機会の促進、地域の障害者福祉の向上及び増進に寄与する事を目的とする。

2 申請年月日

平成26年11月27日

(文化市民局地域自治推進室)